信託契約代理業の取扱開始について

結城信用金庫では、顧客サービスの更なる充実を図るため、信金中央金庫の信託契約代理店として「相続信託」および「暦年信託」の2商品の媒介業務を開始いたします。ご自分の将来やご家族の未来のために、必要となる資金の準備に役立つ「しんきん相続信託」、お子さま・ご家族へ生前贈与をサポートする「しんきん暦年信託」がございますので、ご検討のほどお願いいたします。

1. 取扱開始日 平成30年12月14日(金)

2. 取扱信託商品概要

(1) しんきん相続信託『こころのバトン』

商品の特徴	・信託の仕組みを活用し、お客さまよりお預かりした金銭を、お客さまの相続発生
	時において複雑な相続手続きを経ずに、事前に指定した受取人へお支払いするこ
	とが可能な商品です。
	・お客さまの将来の生活資金としてお受け取りいただくことも可能な商品です。
	・元本保証、預金保険の対象となります。
販売対象	個人のお客さま (国内に居住しているお客さま)
信託金額	100万円以上3,000万円以下
信託契約期間	5年以上30年以内
手数料	事務手数料として信託契約時および追加信託時に、申込金額の0.30%(消費税
	別)をいただきます。ただし、消費税別の手数料額が30,000円未満の場合は、
	一律30,000円(消費税別)をいただきます。

(2) しんきん暦年信託『こころのリボン』

商品の特徴	・信託の仕組みを活用し、お客さまよりお預かりした金銭を、あらかじめ指定した
	受取人に贈与する手続きをサポートする商品です。
	・贈与に係る書類の作成や振込手続きなどを信金中央金庫がサポートし、贈与の記
	録を残すことで簡単な手続きを可能とします。
	・元本保証、預金保険の対象となります。
販売対象	個人のお客さま (国内に居住しているお客さま)
信託金額	500万円以上
信託契約期間	5年以上30年以内
手数料	事務手数料として信託契約時および追加信託時に、申込金額の0.30%(消費税
	別)をいただきます。ただし、消費税別の手数料額が30,000円未満の場合は、
	一律30,000円(消費税別)をいただきます。

3. 取扱店舗 全24店舗でお手続きできます。